

山鹿市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第3号

山鹿市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市養育医療に関する規則（平成25年山鹿市規則第12号）の一部を次のように改正する。

中号第3式樣

1

1

を

1

備考

1

に改める。

中号第4号樣式

1

生年月日		職業	
------	--	----	--

1

七

1

生年月日

11

「

指定養育医療機関 (病院・診療所)	名 称	
	所在地	
診 療 予 定 期 間		

」

を

「

指定養育医療機関 (病院・診療所)	名 称	
----------------------	-----	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式第4号により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。